防官文（事）第３０号
２７．１０．１
一部改正　防官文（事）第１５８号
３０．３．３０

大臣官房長
各局長
統合幕僚長　殿
防衛装備庁長官

事務次官
（公印省略）

防衛省中央当直実施要綱について（通達）

標記について、今般の組織改編に伴い、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部及び防衛装備庁の内部部局が当直業務を的確に実施するため、別紙のとおり定められたので、相互に緊密に協力し、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙
写送付先：防衛省本省の施設等機関の長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

別紙

防衛省中央当直実施要綱

１　趣旨

この要綱は防衛省中央当直の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　関係機関等の協力

防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部及び防衛装備庁の内部部局は、当直業務を的確に実施するため、緊密に協力しなければならない。

３　防衛省中央当直の設置

⑴　防衛省に、大臣官房長、各局長、統合幕僚長及び防衛装備庁長官のそれぞれの指揮監督下の要員により構成される防衛省中央当直を設置する。

⑵　防衛省中央当直の要員は、中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領について（防運運第２３１７号。１８．３．２７）別紙の第２第１項第１号の規定により設置される中央監視チームの要員を兼ねるものとする。

４　防衛省中央当直の要員の指定等

⑴　防衛省中央当直の要員は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部首席参事官付、統合幕僚監部参事官付及び防衛装備庁の内部部局の要員のうちから、大臣官房文書課長が統合幕僚監部首席参事官及び防衛装備庁長官官房審議官と調整の上、指定するものとする。

⑵　防衛省中央当直の勤務体制は、正当直１名及び副当直２名をもって構成するものとする。

ただし、中央指揮所における監視チーム及び緊急事態対処調整グループの運営等要領について（防運事第７５８１号。１８．７．３１）付紙第２第３章第８第２項の規定により中央監視チームの監視態勢が強化される場合は、正当直１名及び副当直３名をもって構成するものとする。

５　防衛省中央当直の業務

防衛省中央当直は以下に掲げる業務を行う。

⑴　中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領について（防運運第２３１７号。１８．３．２７）別紙の第２第１項第１号に規定する業務

⑵　防衛省の所掌事務に関する電話等による情報の処理に関すること

⑶　前２号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関し緊急を要する業務の処理に関すること

６　防衛省中央当直の業務等についての定め

この要綱に定めるもののほか、防衛省中央当直の実施に関し必要な事項は、大臣官房長が、統合幕僚監部総括官及び防衛装備庁長官と協議の上、別に定める。